

平成 21 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 21 年 6 月 11 日（木曜日）

◎出席議員（20 名）

副議長 根本 朝栄

- 1 番 柳原 清 議員
- 2 番 佐藤 恵子 議員
- 3 番 深谷 晃祐 議員
- 4 番 伏谷 修一 議員
- 5 番 米澤 まき子 議員
- 6 番 金野 次男 議員
- 7 番 雨森 修一 議員
- 8 番 森 長一郎 議員
- 9 番 板橋 恵一 議員
- 10 番 藤原 益栄 議員
- 12 番 中村 善吉 議員
- 13 番 吉田 瑞生 議員
- 14 番 相澤 耀司 議員
- 15 番 松村 敬子 議員
- 17 番 尾口 好昭 議員
- 18 番 昌浦 泰己 議員
- 19 番 石橋 源一 議員
- 20 番 小嶋 廣司 議員
- 21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

22 番 阿部 五一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

国保年金課長 大森 晃

下水道課長 櫻井 友巳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開会

○副議長(根本朝栄)

おはようございます。

本日は議長が欠席しておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

これより平成 21 年第 2 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（根本朝栄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び巻原清議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○副議長（根本朝栄）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 7 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 7 日間と決定いたしました。

○副議長（根本朝栄）

この際、諸般の報告をいたします。

本日、22 番阿部五一議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

去る 4 月 6 日、吉田瑞生議員から申し合わせ事項に基づき、議会運営委員会委員を辞任したい旨、申し出がありましたので、委員会条例第 13 条の規定により、同日付でこれを許可いたしました。

また、4 月 20 日付で、申し合わせ事項に基づき一人会派から推薦がありました竹谷英昭議員を、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議会運営委員会委員に選任いたしました。

以下、諸般の報告はお手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○事務局長（松戸信博）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、4名の議員さんが表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行います。

お名前を読み上げますので、演壇へお進みいただきたいと存じます。

それでは、議員在職10年以上で、佐藤恵子議員さん、演壇へお進み願います。

(表彰状伝達)

○事務局長(松戸信博)

同じく、議員在職10年以上で、板橋恵一議員さん、演壇へお進み願います。

(表彰状伝達)

○事務局長(松戸信博)

次に、議員在職30年以上の特別表彰で、竹谷英昭議員さん、演壇へお進み願います。

(表彰状伝達)

○事務局長(松戸信博)

なお、阿部五一議長さんにおかれましては、正・副議長通算在職4年以上で、表彰を受けておりますので、御紹介を申し上げます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3 請願第1号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願

○副議長(根本朝栄)

日程第3、請願に入ります。

請願第1号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願を議題といたします。

本請願については、建設水道常任委員長の報告を求めます。相澤議員。

(建設水道常任委員長 相澤耀司議員登壇)

○建設水道常任委員長(相澤耀司議員)

平成21年6月11日、多賀城市議会議長阿部五一殿、建設水道常任委員会委員長相澤耀司。

請願審査についての報告をいたします。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第78条第1項の規定により報告いたします。

記

1 審査事件

防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願

2 審査の経過

平成 21 年第 1 回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件については、本年 3 月 19 日に委員会を開き、審査いたしました。

3 請願の趣旨

全ての国民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するためには、これまでと同様に直轄国道や一級河川・大規模ダム・直轄砂防事業等については国の責任において整備・維持管理を行うことが必要と考え、次の事項を実現するための意見書を提出していただきたい。

(1) 社会資本整備で、国の責任を放棄し「地方切り捨て」、国民の安心・安全の切り捨てにつながる民間開放・地方移譲は行わないこと。

(2) 国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するために、地方整備局廃止を行わず、東北技術事務所をはじめとした事務所を存続させること。

(3) 公共事業費の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、東北技術事務所をはじめとした事務所の組織を、災害時でも迅速に対応できる体制に拡充すること。

4 審査の結果

今後、閣議決定された「総務財政改革の基本方針 2007」及び地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、行政の効率化、国の出先機関の整理統合も図られながら、国民生活の安心安全が守られていくべきものとの意見が多数であり、本請願は不採択とすべきものと決しました。

以上、報告でございます。

○副議長（根本朝栄）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって質疑を終結いたします。

○副議長（根本朝栄）

これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に対する賛成討論の発言を許します。1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願書について、請願に賛成し、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

本請願の要旨は、一つ、社会資本整備は国の責任で行うこと。二つ、地方整備局、技術事務所の廃止を行わないこと。三つ、防災・生活関連維持管理に十分な予算を配分し、災害に対応できる事務所体制の拡充をすることの3点であります。

本請願は、政府の地方分権推進委員会が昨年12月8日に行った第2次勧告を受けて出されたものでありますが、この第2次勧告では地方に権限を移譲することをうたっておりますが、その実態は、道路や河川などの維持管理と防災事業に対する国の責任を放棄し、権限移譲の名目で地方自治体に責任を押しつけようとするものであります。

しかし、権限だけ地方に移譲されても自治体には満足な維持管理をする人員も財政もありません。例えば国道45号線などの維持管理、災害が起きたときの復旧を市が行うなどということは到底考えられません。また、市内桜木にあります東北技術事務所、これが廃止をされるということになれば、大規模災害のときに迅速な復旧が不可能になります。この東北技術事務所は、昨年の宮城・岩手内陸地震のときには、ここから排水ポンプ車や照明車、衛星通信車などが出動し、大活躍をしております。9月の防災訓練のときに皆さんもごらんになったと思いますが、まさに防災と災害復旧の最先端の機材が配備されているのが桜木の東北技術事務所であります。これも廃止をされるおそれがあります。

国直轄事業への地方負担金が話題になっておりますが、その廃止は当然であります。しかし、すべての国民に安全安心を提供するのは国の責任であり、災害に備えてどのように体制を充実させていくのかということが大事であり、縮小・廃止のみを議論するのは本末転倒ではないでしょうか。国直轄国道や一級河川・大規模ダム・直轄砂防事業などは、これまでどおり国の責任で整備・維持管理を行うことが必要と考えます。

以上の点から本請願に賛成をするものであります。

○副議長（根本朝栄）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

国の出先機関の見直しについては、この間、増田寛也前総務大臣から鳩山邦夫総務大臣の所管により取り組まれているところであります。

政府は、経済財政改革の基本方針2007「美しい国へのシナリオ」を平成19年6月19日に閣議決定し、その第3章「21世紀型行財政システムの構築」の中で、地方分権改革、地方が主役の国づくりを目指すこととし、地方支・分・部局の抜本改革に向け地方分権改革推進法に沿った地方への移譲と合理化を地方分権改革推進委員会において検討すると定めています。

平成20年12月8日に示された地方分権改革推進委員会の第2次勧告で、国の出先機関の見直しに関し、以下、次のように求めております。

まず、基本的な考え方において、1、国と地方の役割分担の見直し、住民に身近な行政は地方へ、2、二重行政の弊害排除、3、地方再生、地域振興などを示しています。

そして、組織の見直しでは、1、府省を超えた総合的な出先機関への統廃合、2、総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置などを示しています。

さらに、組織改革、国土交通省、地方整備局など4省6機関の統合では、1、企画部門の地方振興局、これは直轄公共事業の実施機能以外を統合するもの、2、実施部門の地方法務局、これは直轄公共事業の実施機能を統合するもの、3、地方自治体との協議機関、地方振興委員会の設置、これは協議会を法律上明確に位置づけ、直轄公共事業の整備計画、次年度の事業計画、予算・決算の案等を付議するなどを創成するとしているのであります。

出先機関改革の工程表に関して、統合や再編をする見直し案を明示することを見送ることになるのではないかとこの意見に対し、鳩山総務大臣は3月18日の参議院総務委員会で、「工程表は改革のスケジュールを示すのが中心で、具体的に何をどうすると書き込むものではない」と強調、秋から年末にかけてが一番の議論の場になるとの見通しを示しています。国の出先機関の組織見直しは、年内に政府がまとめる地方分権改革推進計画の決定時に定められる動向にあります。

以上、請願に反対し、委員長報告に対する賛成の討論といたします。

○副議長（根本朝栄）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○副議長（根本朝栄）

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時43分 開議

○副議長（根本朝栄）

再開いたします。

追加日程 議長の辞職許可について

○副議長（根本朝栄）

御報告いたします。阿部五一議長から本日付で議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

○事務局長（松戸信博）

辞職願。

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成 21 年 6 月 11 日、多賀城市議会議長阿部五一、多賀城市議会副議長根本朝栄殿。

○副議長（根本朝栄）

お諮りいたします。阿部五一議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、阿部五一議員の議長辞職を許可することに決しました。

追加日程 議長の選挙について

○副議長（根本朝栄）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法には投票及び指名推選の方法がありますが、いずれの方法といたしますか。竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

投票。

○副議長（根本朝栄）

投票の声がありますので、選挙の方法は投票によって行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

御異議なしと認めます。

よって、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（根本朝栄）

ただいまの出席議員は 20 名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（根本朝栄）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（根本朝栄）

異状なしと認めます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番から順次投票願います。

（各員投票）

○副議長（根本朝栄）

投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根本朝栄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長 (根本朝栄)

これより開票を行います。

会議規則第 25 条第 2 項の規定により、立会人に巻原清議員及び森長一郎議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長 (根本朝栄)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち 有効投票 18 票

無効投票 2 票

有効投票中

石橋源一議員 11 票

竹谷英昭議員 4 票

藤原益栄議員 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、石橋源一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました石橋源一議員が議長におられますので、本席から、会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

議長に当選されました石橋源一議員のごあいさつをお願いいたします。

○議長 (石橋源一)

一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

ただいまの議長選挙におきまして、浅学非才な石橋源一を議長にお選びをちょうだいいたしましたことに対しまして、心から厚く厚く御礼を申し上げます。それと同時に、ふなれなこの石橋が、この重大な職務を、当局の皆様、そして議員の皆様方の大きなお力をおかりをいたしまして、多賀城市勢発展に向けて議会一丸となって努力することをお誓いを申し上げます。

さらに、先ほど 10 年表彰、そして、とても考えられない 30 年の大変な御奉職をなされた皆様方に心からおめでとうを申し上げまして、今後とも御協力を心から心からお願いを申し上げまして、就任のあいさつにかえさせていただきたいと思いをいたします。

よろしくどうぞお願いいたします。（拍手）

○副議長（根本朝栄）

それでは、議長を交代いたしますが、ここで 20 分間休憩いたします。

再開は午前 11 時 20 分であります。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

追加日程 副議長の辞職許可について

○議長（石橋源一）

この際、申し上げます。

根本朝栄副議長から、本日付をもって副議長を辞職したい旨の願いが出ております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、根本朝栄議員の退席を求めます。

（根本朝栄副議長退席）

○議長（石橋源一）

それでは、まず、その辞職願を朗読をさせます。

○事務局長（松戸信博）

辞職願。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いします。

平成 21 年 6 月 21 日、多賀城市議会副議長根本朝栄、多賀城市議会議長殿。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。根本朝栄議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、根本朝栄議員の副議長辞職を許可することに決しました。

根本朝栄議員の入場を許します。

（16番 根本朝栄議員入場）

○議長（石橋源一）

それでは、根本朝栄議員の副議長退任のごあいさつをお願いいたします。根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

一言退任のごあいさつをさせていただきます。

この2年間、議員の皆様には力不足のこの私を支えていただきまして、何とか任期を満了することができました。心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

私にとりましては、この2年間、もう少しこうすればよかったのかなとか、ただ反省の点がございまして自問自答しているところでございます。これからはしっかりと市勢発展のために初心に戻って精進してまいる決意でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

御苦労さまでした。

追加日程 副議長の選挙について

○議長（石橋源一）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加をし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法には投票及び指名推選の方法がありますが、いずれの方法といたしますか。昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

投票で行いたいと思います。

○議長（石橋源一）

投票の声がありますので、選挙の方法は投票によって行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（石橋源一）

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（石橋源一）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（石橋源一）

異状なしと認めます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番から順次投票をお願いいたします。

（各員投票）

○議長（石橋源一）

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

みづから漏れてました。投票漏れはありません。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(石橋源一)

これより開票を行います。

会議規則第25条第2項の規定により、立会人に深谷晃祐議員及び板橋恵一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(石橋源一)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち 有効投票 19 票

無効投票 1 票

有効投票中

根本朝栄議員 12 票

小嶋廣司議員 4 票

佐藤恵子議員 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、根本朝栄議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました根本朝栄議員が議場におられますので、本席から、会議規則第26条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました根本朝栄議員のごあいさつをお願いいたします。

○副議長(根本朝栄)

このたび、議員の皆様の御推選をちょうだいいたしまして副議長に再任をいただきました根本朝榮でございます。

もとより力も取り柄もない私ではございますけれども、この今までの2年間の経験を生かし、石橋新議長をしっかりと支え、そして議会の活性化、市勢発展のために全力で取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様、当局の皆様、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午後 3 時 30 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは再開をいたします。

追加日程 宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙について

○議長（石橋源一）

この際、申し上げます。

雨森修一議員の宮城東部衛生処理組合議会議員辞職により、宮城東部衛生処理組合から選出依頼が来ております。

お諮りいたします。この際、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、宮城東部衛生処理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

この際、お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか。竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

指名推選。

○議長（石橋源一）

ただいま指名推選という御意見がありましたけれども、それでは指名推選という形でいきたいと思っております。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

それでは、御異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮城東部衛生処理組合議会議員に小嶋廣司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小嶋廣司議員を宮城東部衛生処理組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小嶋廣司議員が宮城東部衛生処理組合議会議員に当選をされました。

ただいま宮城東部衛生処理組合議会議員に当選されました小嶋廣司議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 26 条第 2 項の規定より告知いたします。

追加日程 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙について

○議長（石橋源一）

この際、申し上げます。

金野次男議員、尾口好昭議員の塩釜地区消防事務組合議会議員辞職により、塩釜地区消防事務組合から選出依頼が来ております。

お諮りいたします。この際、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

この際、お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか、お諮りいたします。竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

指名推選。

○議長（石橋源一）

それでは、指名推選の方法でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員に相澤耀司議員、雨森修一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました相澤耀司議員、雨森修一議員を塩釜地区消防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました相澤耀司議員、雨森修一議員が塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選されました相澤耀司、雨森修一議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

追加日程 塩釜地区環境組合議会議員の選挙について

○議長（石橋源一）

この際、申し上げます。

竹谷英昭議員の塩釜地区環境組合議会議員辞職により、塩釜地区環境組合から選出依頼が来ております。

お諮りいたします。この際、塩釜地区環境組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、塩釜地区環境組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

この際、お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか。相澤耀司議員。

○14番（相澤耀司議員）

指名推選をお願いします。

○議長（石橋源一）

指名推選の方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

塩釜地区環境組合議会議員に深谷晃祐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました深谷晃祐議員を塩釜地区環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました深谷晃祐議員が塩釜地区環境組合議会議員に当選されました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました深谷晃祐議員が議場におられますので、本席から、会議規則第26条第2項の規定により告知いたします。

追加日程 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（石橋源一）

この際、申し上げます。

森長一郎議員の宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員辞職により、宮城県後期高齢者医療広域連合から選出依頼が来ております。

お諮りいたします。この際、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、この際、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

この際、お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか。昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

指名推選。

○議長（石橋源一）

指名推選でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に米澤まき子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました米澤まき子議員を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました米澤まき子議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました米澤まき子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 26 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 4 行政の報告

○議長（石橋源一）

日程第 4、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告 4 件、条例 3 件、補正予算 2 件、その他 8 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 1 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係でございますが、第五次多賀城市総合計画策定関係につきましては、10 年後の多賀城の将来を市民とともに考える「まちづくり懇談会」を、3 月 14 日を皮切りに 4 月、5 月にかけて、五つの分科会に分かれ計 15 回開催いたしました。公募による市民、東北学院大学の教授、市職員などを含めて、延べ 250 名の参画のもと、これからの多賀城のまちづくりに対する熱気あふれる話し合いが行われました。

定額給付金事業につきましては、5 月末現在で支給対象世帯数の 88%に当たる 2 万 1,661 世帯分の 8 億 7,162 万 8,000 円を支給しております。また、預金口座をお持ちでない方を対象として、今月 9 日から現金給付を開始しております。

次に、プロジェクト推進関係でございますが、多賀城駅北開発株式会社につきましては、5 月 27 日の株主総会において、平成 20 年度の事業報告、会計決算、平成 21 年度の事業計画等が審議され、原案のとおり議決されました。地方自治法の規定に基づき、経営状況を説明する書類を作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

多賀城市中心市街地活性化協議会設立準備会につきましては、3 月 4 日に多賀城・七ヶ浜商工会、T・A・P 多賀城、多賀城駅北開発株式会社、多賀城市観光協会、多賀城・七ヶ浜まちづくり推進協議会、多賀城駅周辺まちづくり協議会、仙塩工場多賀城地区連絡協議会及

び本市が構成員となって、設立総会が開催され、同月 11 日には構成員等を対象とした研修会が開催されました。

長崎屋関係につきましては、建物の解体工事、敷地の整地工事のすべてが、今月末で完了することですので、今後の土地利用等駅前にふさわしいにぎわいが創設されるよう側面からの支援をしております。

次に、5 月 14 日に開催いたしました「多賀城市産業創造セミナー」ですが、市民や市職員合わせて約 650 名の参加がありました。なお、当日実施したアンケートでは、回答者の 8 割から工業団地の創設は必要だとの回答がありました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係でございますが、新田字上河原地区の仙台市への編入につきましては、当該地区の住民等の意向に沿った形でこれまで進めてきたところですが、4 月 1 日付で正式に編入されました。

訴訟事務関係につきましては、多賀城駅北開発株式会社への出資が違法な支出であるとして提起された「公金違法支出損害賠償請求事件」について、昨年 12 月 22 日に仙台地方裁判所から原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

原告はこれを不服として控訴しておりましたが、5 月 21 日に仙台高等裁判所からも控訴人の訴えを棄却する判決が言い渡されました。

なお、最高裁判所への上告手続が行われなかったため、本件につきましては、高裁の判決をもって確定いたしました。

ホストコンピューターから総合行政情報システムへの移行関係につきましては、4 月から新システムの選考を進めております。システムの選考後、7 月に借上契約を行い、平成 22 年 10 月の本格稼働に向けて移行作業を進めてまいります。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進業務関係につきましては、市民活動サポートセンターにおいて、市民活動に関する普及啓発事業や人材育成事業のほか、相談事業を通年にわたり実施し、3 月末までの間に 1 万 4,001 名の利用がありました。

また、福祉 3 団体及び環境 3 団体の新たに六つの市民活動団体が立ち上がるなど、少しずつではありますが、着実に市民活動の芽が本市の中で育ちつつあることを実感しております。

今月 6 日に開館 1 周年記念事業を開催したところですが、2 年目となる今年度もさまざまな事業を展開しながら、市民参画と協働によるまちづくりをより一層推進してまいります。

市ホームページ関連につきましては、3 月 30 日に使いやすさの視点からトップページをリニューアルいたしました。

また、携帯電話での「市民歌」の着信メロディーを市ホームページ携帯サイトからダウンロードできるようにしました。

さらに、広報紙を電子化し、5 月号から、ホームページ上でも閲覧できるようにしました。

次に、管財課関係ですが、多賀城市土地開発公社の平成 20 事業年度事業報告書並びに平成 21 事業年度事業計画及び予算書を地方自治法の規定に基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に備え、緊急地震速報システムを市内の保育所や学校などの22施設に導入いたしました。地震による強い揺れを事前にお知らせし、被害の軽減を目的とするものです。ほか14施設についても本年8月までに導入いたします。

庁舎前花壇に、新たな息吹を注ぐため、ポエムシティガーデンと名づけ、花壇に植える花の苗の費用を提供していただくスポンサーを募集いたしました。その結果、企業から5件、個人から5件の申し込みがあり、総額25万5,000円の協賛金をいただきました。協賛いただいた方々については、ホームページ及び市庁舎玄関において御紹介させていただいております。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全対策関係につきましては、関係団体の参加及び協力のもと4月6日から15日まで、「子どもと高齢者の事故防止」を基本として、「春の交通安全市民総ぐるみ運動」を実施し、市内各地区において「安全運転でユキナ菜作戦」街頭キャンペーン活動を展開いたしました。

また、平成17年5月22日に八幡地区において発生した仙台育英学園高校の生徒が飲酒運転車両により死傷した事故を契機に設けられた5月22日の「飲酒運転根絶の日」に、国道45号八幡小学校入り口交差点において、「飲酒運転根絶市民大会」を開催するとともに、市内飲食店約200カ所を訪問し、飲酒運転根絶に向けた協力を呼びかけました。

防犯対策関係につきましては、平成20年4月1日に施行した「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」に基づく、「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」を市民団体の代表者等の協力を得て策定いたしました。なお、計画内容につきましては、今議会に報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、自転車盗難抑止のため、4月20日と5月20日に市内JR各駅駐輪場において啓発活動を展開したほか、5月には、自転車盗難予防チラシを作成し、市内の全中学校の生徒に配布いたしました。

消防関係につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金で購入した新型消防ポンプ自動車を市消防団第5分団へ3月18日に更新配備し、地域消防力の強化を図りました。

防災関係につきましては、「洪水・津波ハザードマップ」を作成し、災害時における住民の迅速な避難行動等に活用していただくため、4月初めに市内全世帯へ配布を行いました。

また、災害支援協定関係ですが、災害時の物資の提供や一次避難所の協力について、3月末に新たに6事業所等と協定を締結いたしました。これにより、現時点における協定締結事業所等は41となっております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係でございますが、環境関係につきましては、環境への理解を深め、授業に活用できる「環境副読本」を市内の小学3年生全員に配布いたしました。

また、今月の環境月間に合わせて、環境に対する関心を高め、環境に配慮した取り組みを市民とともに推進するため、市役所1階ロビーで、市民活動団体と連携して、環境パネル展を今月1日から12日まで開催しております。

七ヶ浜町公園墓地「蓮沼苑」につきましては、3月26日に、平成21年度と平成22年度合わせて100区画分の使用に係る協定を締結いたしました。今年度は、9月に一般公募の申し込み受け付けを行い、10月に抽選会を実施し、市民に使用权を譲渡したいと考えております。

消費者行政につきましては、複雑化する消費生活相談に対応するため、4月から消費生活相談員を1名増員し、2名態勢で相談に当たっております。

次に、商工観光課関係でございますが、総合景気対策につきましては、雇用対策として、就職先が内定していない市内居住の高校新卒者を対象に臨時職員を募集し、4月から2名、5月から4名を雇用しております。

経済対策としましては、地元立地企業への支援策として、フクダ電気株式会社製のAEDを3月に22台、4月に4台を競争入札により購入し、5月にはソニー株式会社製のノートパソコン65台を競争入札により借り上げました。

また、地域経済の活性化を目的として、多賀城・七ヶ浜商工会が1万円で1万1,000円分の買い物ができる多賀城・七ヶ浜地域活性化「しあわせ商品券」を発行いたしました。商品券は5月14日から販売され、市民の皆さんの好評を得て、用意された1万セットは5月28日に完売いたしました。

なお、商品券の使用期間は本年8月31日までで、取扱店は5月末現在、172事業者となっております。

また、地域職業相談室の利用者数は、昨年度、延べ2万933名となっており、就職件数が854名で、そのうち約62%に当たる529名が多賀城市民の方となっております。今後とも、職業紹介事業を通じて雇用促進を図ってまいります。

観光関係につきましては、多賀城市観光協会が昨年4月に開設いたしました国府多賀城駅観光案内所が2年目に入り、観光ボランティアガイドの協力のもと、観光案内やレンタサイクルの貸し出しなどが行われております。昨年度、観光ボランティアガイドは8,729名の観光客を案内し、レンタサイクルは117名の利用がありました。

今後、多賀城駅観光案内所も含め、利用者の状況を踏まえ、より利用しやすい態勢がづくられるよう支援してまいります。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係でございますが、平成20年度に精神障害者小規模作業所「コスモスホール」を、精神障害者のほか、身体・知的障害者の方も利用できるよう改築し、4月から障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターに移行いたしました。

事業運営は、障害の特性を深く理解している社会福祉法人に委託し、創作活動や軽作業などの生産活動、地域との交流などの事業を通じて地域生活の支援を行っております。

5月末現在、精神障害者の方18名が登録利用しております。今後は、障害の特性を考慮しながら、身体・知的障害者の方の利用も進めてまいります。

また、社会福祉法人へ貸し付けした「旧多賀城・七ヶ浜商工会館」につきましては、同法人が建物の改修を行い、障害者自立支援法に基づく就労継続支援施設として、この4月から活動を始めております。

なお、同施設には、5月末現在で12名の障害者が通所しており、うち10名が本市在住の方の利用となっております。

次に、こども福祉課関係でございますが、平成20年度繰越事業の鶴ヶ谷児童館耐震補強工事につきましては、5月20日に工事が完了いたしました。

子育て応援特別手当支給事業につきましては、5月末現在で支給対象世帯数の95%に当たる856世帯から申請があり、856名分の3,081万6,000円を支給しております。また、未申請の世帯につきましては、再度お知らせしております。

次に、健康課関係でございますが、2月28日に中央公民館で「子どもと向き合うために～親と子も笑顔で生き生きと～」と題した親と子の心の健康づくり講演会を開催し、市内各学校・幼稚園等関係者、保護者など50名の参加がありました。

昨年から実施している特定健診の結果、対象となった方々への特定保健指導につきましては、昨年9月から6カ月間にわたり指導を行い、102名の方々が指導に基づく生活習慣の改善を図っております。

新型インフルエンザへの対策につきましては、国及び宮城県の対応を踏まえ、5月2日から相談窓口を開設し、5月31日まで、連休期間中や土曜日、日曜日でも市民の皆様からの相談に対応してまいりました。発熱等に関する相談は、塩釜保健所等を紹介しており、5月末現在の相談件数は11件となっております。

また、市広報やホームページに感染予防対策の記事を掲載するとともに、保育所、学校を通じてチラシを配布し、広く注意を呼びかけました。

あわせて、5月16日の国からの国内感染の発表を受け、感染の拡大に備えるため、マスクや手洗い用消毒液等の当面の感染予防対策備品を準備いたしました。

なお、6月からはこれまでの相談状況等を踏まえ、休日は市の警備員が「宮城県新型インフルエンザ24時間対応窓口」を紹介する態勢といたしました。

今回のインフルエンザは、弱毒性ということですが、今後とも国内における感染状況を注視し、関係機関と連携しながら、迅速に対応してまいります。

次に、介護福祉課関係でございますが、介護保険の任意事業として、5月18日に「認知症サポーター養成講座」を開催いたしました。

民生委員64名に参加していただき、認知症に対する正しい知識及び認知症の方やその家族を支える手だてについて理解していただきました。

次に、国保年金課関係でございますが、平成21年度からの国民健康保険の電算システムのクライアントサーバーへの切りかえにつきましては、4月1日から本格運用を開始し、順調に事務を進めております。

子育て支援策として4月から始めた「乳幼児医療費助成制度」の通院に係る義務教育就学前までの拡大につきましては、助成拡大に伴う対象者1,244名に対し、受給者証を3月23日に発送いたしました。

また、今年度から開始しました国民健康保険被保険者を対象とした脳検診への助成事業につきましては、40歳から70歳まで5歳刻みの対象者1,749名に対し、4月14日に案内文書を発送しております。5月末現在の助成希望者は、290名となっております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、震災対策として木造住宅耐震診断等支援事業の募集を5月8日から21日まで行った結果、5件の応募がありました。同じく避難弱者木造住宅耐震改修工事補助金等の募集を行った結果、1件の応募がありました。

山王市営住宅関係につきましては、高橋四丁目地内を予定地として、4月21日付で多賀城市借上市営住宅等の供給に関する協定を認定事業者と締結し、早期着工に向けて進めてまいります。

また、市営住宅にあきが発生したときのために、次の入居者を事前に決定しておく市営住宅入居補欠者募集を今月8日から12日まで実施しております。

次に、多賀城駅周辺整備関係でございますが、連続立体交差事業につきましては、上り線開通に向けた工事が順調に進行しています。

また、平成20年1月31日に議員の皆様にご説明いたしました新多賀城駅舎のデザイン案について、その後のJRによる実施設計を経て、去る5月25日の仙石線連続立体交差事業協議会終了後に報道関係に正式に発表されました。

発表されたデザインは、議員の皆様にご説明いたしましたものとほぼ同様のデザインで、多賀城の表玄関にふさわしいものであり、今後、駅舎の工事が進む中で徐々にその全容が見えてくると思います。

次に、道路公園課関係でございますが、大代人道橋撤去工事、市道西能ヶ田一号線道路改良工事、市道向団地一号線道路改良工事、市道井戸尻線道路改良工事及び高崎二丁目公衆用道路改良工事を発注しております。

次に、下水道部について申し上げます。

公共下水道につきましては、5月29日に丸山雨水ポンプ場に3台目のポンプが設置されたことにより、当該ポンプ場へのポンプ設置が完了し、毎秒13トンの排水能力を有することになりました。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係でございますが、学校施設の耐震化につきましては、平成20年度繰越事業である多賀城中学校技術家庭棟のアスベスト除去工事及び解体が完了し、現在、整地工事を実施しております。

また、第二中学校校舎地震補強等工事及び天真小学校屋内運動場等地震補強工事の実施設計につきましては、3月末に完了しましたので、今月5日に入札を実施し施行業者が決定いたしました。その結果により、第二中学校校舎地震補強等工事の契約に係る関係議案を今議会に追加提案する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

城南小学校屋内運動場大規模改造設計業務につきましては、5月に契約が完了し、年度内に完了する予定です。

次に、生涯学習課関係でございますが、2月12日から3月31日までの期間、多賀城小学校において「放課後子ども教室」を27回実施し、延べ694名の児童と延べ131名のボランティアの参加がありました。

3月6日から8日までの3日間に、市民の皆さんが学んだ成果を発表する「文化センターまつり」が開催され、2,233名の来場者がありました。

東北学院大学との共催事業として大学公開講座を5月20日に開講いたしました。本年は57名の受講申し込みがあり、今後、7月8日までの毎週水曜日、全8回のスケジュールで実施されることになっております。

山王地区公民館体育館の実施設計につきましては、2月末に完了いたしました。同工事につきましては、今月5日に入札を実施し、施工業者が決定しましたので、同工事の契約に係る関係議案を今議会に追加提案する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、文化財課関係でございますが、3月3日から5月17日まで、埋蔵文化財調査センター展示室において収蔵資料展を開催し、1,025名の入館者がありました。今回の展示では、平成15年度から平成20年度までに市民の方から寄贈を受けた資料約940点を紹介しながら、多賀城の暮らしぶりを振り返りました。

4月30日、第1回文化財保護委員会を開催し、人面墨書土器の市指定文化財の解除について諮問したところ、所有者の返還に応じ市外へ移転することとなるため、指定解除の答申をいただきました。

なお、人面墨書土器は、多賀城を代表する貴重な資料であり、レプリカを作成し、今後も展示することが適当であるとの御提言もいただきました。また、今年度から2カ年事業で実施する特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画の策定を初めとする事業計画の説明を行いました。

5月30日、山王遺跡第68次調査の現地説明会を開催し、約150名の参加がありました。これは山王地区公民館の体育館建てかえ工事に伴う発掘調査の成果を広く一般に公開したもので、発見された古代の道路跡や建物跡、漆紙文書などについて説明を行いました。

最後に、上水道部について申し上げます。

地震などの災害に備え、受水槽が設置されている建物にも応急給水が可能な加圧式給水車を配備いたしました。災害等により水道への障害が発生した場合は、早急な対処が可能となりました。

今月1日から7日までの間、全国的に水道週間が開催されました。第51回目の今年度は、「おいしいね この水未来に いつまでも」をスローガンに、今月4日に本市の水源である七ヶ宿ダム湖畔クリーン作戦に参加いたしました。

以上、第1回定例会以降、今日までの行政の概要を申し上げますが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（石橋源一）

日程第5、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名することになっております。

職員に所属委員会及び氏名を朗読をさせます。

○事務局長（松戸信博）

では、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について。

多賀城市議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員を次のとおり指名する。

平成 21 年 6 月 11 日、多賀城市議会議長。

総務経済常任委員会 8 人、伏谷修一、森長一郎、藤原益栄、相澤耀司、昌浦泰己、小嶋廣司、阿部五一、石橋源一。

文教厚生常任委員会 7 人、柳原清、深谷晃祐、米澤まき子、中村善吉、松村敬子、尾口好昭、竹谷英昭。

建設水道常任委員会 6 人、佐藤恵子、金野次男、雨森修一、板橋恵一、吉田瑞生、根本朝栄。

議会運営委員会委員、金野次男、森長一郎、板橋恵一、藤原益栄、松村敬子、尾口好昭、竹谷英昭、7 人でございます。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

ただいま朗読のとおり、各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

日程第 6 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（石橋源一）

日程第 6、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読をさせます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成 20 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、緊急地震速報システム設置業務外 20 件に係る経費 20 億 6,260 万 3,600 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、資料 1 の 2 ページをお開き願いたいと思います。

平成 20 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により説明を申し上げます。

2 款 1 項総務管理費でございますが、事業名は緊急地震速報システム設置業務で、平成 20 年度補正予算（第 6 号）で追加補正した事業でございます。金額、翌年度繰越額とも 213 万円で、財源は記載のとおりです。

事業の内容ですが、補正予算でも説明しましたが、市内の公共施設のうち 14 施設について、インターネット及びラジオ放送を利用して緊急地震速報システムを導入するための費用でございます。事業の完了は 7 月末を予定しております。

○市長公室長補佐行政経営担当（菅野昌彦）

次に、同じく第 1 項総務管理費、定額給付金給付事業につきましては、金額、翌年度……。

大変失礼いたしました。もう一度最初から繰り返させていただきます。

次に、同じく第 1 項総務管理費、定額給付金給付事業につきましては、金額、翌年度繰越額とも 9 億 7,428 万 6,000 円で、財源内訳はすべて国庫支出金であります。

当該給付事業につきましては、国の第 2 次補正予算に対応した事業であることから、繰り越しをしたものであります。事業完了は平成 21 年 12 月末を予定しております。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、3 款民生費 2 項児童福祉費で事業名が子育て応援特別手当支給事業でございます。金額、翌年度繰越額とも 3,576 万 4,000 円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。

これは、ただいま説明申し上げました定額給付金と同様、国の平成 20 年度第 2 次補正予算を受け、平成 20 年度第 6 号補正予算に計上しましたが、支給開始から完了まで時間を要することから繰り越したものでございます。

行政報告で申し上げましたとおり、対象世帯数の 95%に支給終わっておりまして、11 月末までに完了する予定です。

次に、鶴ヶ谷児童館施設耐震補強工事でございますが、金額は 293 万 5,000 円、翌年度繰越額は 267 万 7,500 円で、財源の内訳は記載のとおりでございます。

これは、同工事の設計業務委託期間中に受託業者が倒産したため、耐震補強工事の発注がおくれたことにより繰り越したものでございます。なお、工事は平成 21 年 5 月 20 日に完了しております。

次に、4 款 1 項保健衛生費、事業名が自動体外式除細動器（AED）設置事業でございます。金額、翌年度繰越額とも 85 万 2,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、屋外事業などの持ち出し用として 3 月に補正予算に計上したのですが、年度内の納品が見込めないことから繰り越したもので、4 月 22 日に納品があり、即日、文化センターと総合体育館にそれぞれ 2 台ずつ設置を完了してございます。

○市民経済部長（坂内敏夫）

7 款 1 項商工費でございますが、事業名は商工振興に要する経費でございます。金額、それから翌年度繰越額 1,005 万 6,000 円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、国の第2次補正予算により繰り越しするもので、地域活性化プレミアム商品券の発行事業費補助金の交付でございまして、完了予定を21年の12月30日を予定してございます。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤正雄)

次に、8款1項の土木管理費で、事業名が特殊地下壕対策事業でございまして、金額は859万円、翌年度繰越額は786万5,000円でございまして、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは、測量調査設計におきまして塩竈市との事業調整に時間を要したこと、また作業の安全を確保するため実施したガス検知作業で事業が遅延したことによるものでございまして、事業は5月29日をもって完了してございます。

次に、4項の都市計画費で、事業名が志引団地十三号線外2線道路改良工事、これはまちづくり交付金でございまして、金額、翌年度繰越額とも5,260万円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは、水道管及びガス管の埋設工事との調整に日数を要したためでございまして、これにつきましては事業の完了を来年の3月末を予定してございます。

次に、事業名が留ヶ谷線道路改良事業、同じくまちづくり交付金でございまして、金額、翌年度繰越額とも1,450万円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは、みやぎ生協の工作物移転に関しまして、その打ち合わせに時間を要したもので、事業の完了を10月末を予定してございます。

次に、事業名が高崎大代線道路改築工事業、これは通常費でございまして、金額、翌年度繰越額とも1,730万円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは移転先の代替地選定に日数を要したもので、事業完了を9月末を予定してございます。

次に、事業名が高崎大代線道路改築事業、これは単独費でございまして、金額が683万7,000円、翌年度繰越額が683万6,900円でございまして、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これは今説明しました通常費に伴うもので、事業完了を同じく9月末を予定してございます。

次に、事業名が多賀城駅北地区市街地再開発事業でございまして、金額、翌年度繰越額とも2,382万円でございまして、この金額のうち2,340万円が本事業の施行者である多賀城駅北開発株式会社に対する補助金で、42万円が市の事務費でございまして、なお、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、関係権利者との協議・調整に時間を要したことによるものでございまして、事業の完了は9月末を予定しております。

○総務部長(澁谷大司)

次に、9款1項消防費でございまして、まず事業名は地域防災計画(風水害対策編等)修正等業務で、金額が541万円のうち4万4,000円を減額して、536万6,000円を翌年度繰り越しとするものでございまして、

これは、地域防災計画のうち、風水害対策編等の修正業務の委託などでありまして、宮城県との協議に時間を要するため繰り越すものでございます。なお、事業完了は8月末を予定しております。

次に、避難所標識等設置工事でございますが、金額 414 万 5,000 円の全額を翌年度繰り越しとするものでございます。

本設置工事につきましては、緊急安心実現総合対策により国の平成 20 年度第 2 次補正予算に対応して行った事業であることから、繰り越すものでございます。なお、工事完了は6月末を予定しております。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次に、10 款 2 項小学校費、事業名、天真小学校地震補強事業で、金額 3 億 9,636 万 7,000 円に対し、設計委託料の契約確定等により 3 億 9,293 万 5,250 円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、国の平成 20 年度第 1 次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、校舎の実施設計完了予定は7月上旬を、また校舎の工事完了予定は平成 22 年 3 月末を、屋体の工事は平成 21 年 10 月末までに内部を完成し、全体では平成 22 年 3 月末の完了を予定しております。

次に、多賀城東小学校安全管理対策事業で、金額、翌年度繰越額ともに 2,206 万 6,000 円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これも国の平成 20 年度第 1 次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、実施設計の完了予定は8月上旬を、工事の完了予定は平成 22 年 3 月末を予定しております。

次に、3 項中学校費、事業名、多賀城中学校地震補強事業（技術家庭科棟解体工事）、アスベスト対策を含めた工事で、金額 4,316 万 9,000 円に対し、工事契約の確定及び工事費の前払い等により 2,933 万 3,950 円が翌年度繰越額で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、技術家庭科棟解体工事の際、天井裏からアスベストが検出されたことに伴い、同アスベストの撤去作業に日数を要することから繰り越したもので、アスベストの撤去及び技術家庭科棟の解体は完了しております。現在はグラウンドとして使用できるよう整地作業を行っているところであり、工事の完了予定は7月上旬を予定しております。

次に、第二中学校校舎地震補強等工事でございますが、金額、翌年度繰越額ともに 4 億 200 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、天真小学校と同様で、国の平成 20 年度第 1 次補正予算に対応したことにより繰り越しを行ったもので、校舎地震補強工事の入札を6月5日に実施しておりますので、本議会開催中に追加提案をさせていただき予定しております。また、工事完了予定は平成 22 年 3 月末を予定しております。

次に、4 項社会教育費、事業名、大代地区公民館施設耐震改修工事でございますが、金額、翌年度繰越額ともに 1,217 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、施設利用者の利便性を考慮し、全面閉館とはせずに利用制限を最小限に抑えながら工事を施工したため工事期間が延長になったもので、工事は5月29日に完了しております。

次に、山王地区公民館本館改修工事でございますが、金額、翌年度繰越額ともに 4,110 万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、国の第 2 次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、設計業務の完了予定は 8 月末を、改修工事の完了予定は平成 22 年 3 月末を予定しております。

また、今年度予算対応分でございますが、山王地区公民館の体育館新築工事の入札を 6 月 5 日に実施しておりますので、これも同じく本議会開催中に追加提案させていただく予定でございます。

次の文化センタートイレ改修事業でございますが、金額、翌年度繰越額ともに 480 万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これも国の第 2 次補正予算に対応したことにより繰り越したもので、改修工事の完了予定は 9 月末を予定してございます。

以上で繰越明許費の説明を終わります。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 7 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（石橋源一）

日程第 7、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてでございますが、これは、平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計歳出予算のうち、雨水施設維持に要する経費外 2 件に係る経費 7,710 万 3,350 円を繰越明許費として繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては下水道部長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

下水道部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、議案書の5ページをお開き願います。

平成20年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

まず、1款2項雨水管理費、雨水施設維持に要する経費でございます。金額、繰越額とも3,248万5,000円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、地域活性化生活対策臨時交付金の採択に伴いまして、平成21年度の第1回の臨時議会において補正しました八幡雨水幹線の修繕に係る経費で、これにつきましては平成22年3月末を完了予定としているところでございます。

次に、2款1項建設事業費、公共下水道建設事業（浸水対策事業）でございます。金額は3,674万円、繰越額は3,040万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、浮島字宮前地区の浮島2号雨水幹線の整備工事であります。この工事は県が施工している都市計画道路玉川岩切線道路改築工事にあわせて施工するため、県に委託している工事でございます。道路本体の地盤改良に不測の時間を要したことからボックスカルバートの敷設工事の着工がおくれたもので、本年8月末を完了予定としているものでございます。

また、下の段の公共下水道建設事業（単独費）でございますが、金額は1,590万円で、繰越額は1,421万8,350円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

これにつきましても、県事業の玉川岩切線道路改築工事に伴いまして、旧歴史資料館南側に既設しておりました浮島1号汚水幹線の移設であります。道路本体工事のおくれによりまして移設工事の着工がおくれたことによりまして、これは4月末に工事を完了しております。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第8 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（石橋源一）

日程第8、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

(局長 報告書朗読)

○議長 (石橋源一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計歳出予算のうち、後期高齢者医療事務システム保守管理業務に係る経費 453 万 6,000 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 (石橋源一)

保健福祉部長。

○保健福祉部長 (内海啓二)

資料 1 の 8 ページ、9 ページをごらん願ひます。

平成 20 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明いたします。

1 款 1 項総務管理費、事業名が後期高齢者医療事務システム保守管理業務で、金額、翌年度繰越額とも 453 万 6,000 円でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

これは、昨年国の特別対策として行われました後期高齢者医療保険料の低所得者への軽減措置が平成 21 年度においても引き続き行われることから、システムの改修を行うこととしたものでございます。国からの改正内容の提示がおくれたことに伴いましてシステム改修の着手がおくれ、改修の終了時期が 21 年度にずれ込む見込みとなったことから繰り越したものでございます。なお、システムの改修は 5 月 29 日に完了しております。

以上で説明を終わります。

○議長 (石橋源一)

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（石橋源一）

日程第 9、報告第 4 号 防犯まちづくり基本計画についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号 防犯まちづくり基本計画についてであります。これは、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例第 8 条第 1 項の規定により防犯まちづくり基本計画を定めたので、同条第 4 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、報告第 4 号の防犯まちづくり基本計画につきまして報告申し上げます。

ただいま市長が提案理由で述べましたとおり、今回の防犯まちづくり基本計画につきましては、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例第 8 条第 1 項の規定により防犯まちづくり基本計画を定め、同条例第 8 条第 4 項の規定により議会に報告させていただくものであります。

この計画の名称につきましては、「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」といたしました。

それでは、資料 2 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画策定の経過について説明させていただきます。

まず、全国的な環境変化及び課題並びに本市の現状についてですが、最近の犯罪発生件数、刑法犯認知数は、ここ数年減少しておりますが、通り魔、強姦、強制わいせつ、振り込め詐欺といった子供、女性、高齢者など、特に防犯上の配慮が必要な方が被害者になる犯罪ケースが顕著であります。

また、近年の急激な社会環境の変化に伴いまして、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっている中、犯罪の質や形態も変化してきております。このことから、住民の暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能を充実し、強化することが重要な課題であります。

このような中であって、本市の刑法犯認知数は、平成 18 年をピークに減少傾向にあるものの、平成 18 年には、刑法犯認知数が前年を上回り、犯罪率、つまり人口 1,000 人当たりの犯罪発生件数は、県内市町村の中でもワースト 2 位という不名誉な結果を残しました。

こうした中で、犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現するためには、地域に暮らす一人ひとりがお互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市や事業者等との協働により、行動していく不断の取り組みを具現化し、実行していくことが課題となります。

次に、2の基本計画策定経過ですが、資料2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の防犯まちづくり基本計画策定の基礎となる多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例が平成19年12月17日公布され、平成20年4月1日から施行されました。この条例に基づき、基本計画を策定すべく、市民参画組織として「多賀城市防犯まちづくり基本計画策定市民会議」を発足させ、職員による調査・検討組織である「多賀城市防犯まちづくり基本計画策定委員会」との意見調整を経て、防犯まちづくり基本計画提案書を提出していただきました。この提案書をもとに、条例第8条第1項による防犯まちづくり基本計画、名称「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画」が策定され、条例第8条第4項により本日議会に報告させていただくものであります。

議会報告後は、市政だより7月号で同基本計画の概要を公表するとともに、関係機関等に周知したいと考えております。

次に、1ページの3の計画策定組織ですが、2の基本計画策定経過でも触れましたが、市民参画組織として多賀城市防犯まちづくり基本計画策定市民会議を、関係団体代表、事業者関係、学校関係、関係機関代表による25名で組織し、3回の会議を開催いたしました。

また、多賀城市防犯まちづくり基本計画策定市民会議の下部組織とし、職員21名で構成する専門委員会を5回開催しました。

次に、4の市民の声募集ですが、防犯まちづくり基本計画の素案により、平成21年2月27日から3月9日の11日間、ホームページ、市情報公開コーナー、文化センター、各地区公民館で市民などからの意見を募集しましたが、残念ながら、ホームページでのアクセス件数は65件ほどありましたけれども、応募はございませんでした。

以上がみんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画策定経過等でございます。

計画の概要につきましては交通防災課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

それでは、みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の概要につきまして、資料2に沿って御説明をさせていただきます。

資料2の3ページでございますが、みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画（概要版）をごらんいただきたいと思います。

この計画は、第1章で策定の趣旨を、第2章で計画策定における多賀城市の防犯の現状と課題を、第3章で防犯まちづくりの推進体制を、第4章で、市民、地域、事業所等がそれぞれの立場でどのように防犯に取り組みばよいのかという役割と行動、そして第5章では、多発する犯罪について市民、地域、事業所等がそれぞれの立場でどのように対応していけばよいのかをより具体的に記載をいたしました。

初めに、第1章の基本計画策定の趣旨につきましては、資料3「防犯まちづくり基本計画」本編の1ページから2ページに記載されているものでございます。

1の基本計画策定の背景につきましては、ただいま総務部長から御説明させていただいております。

この基本計画は、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」の規定に基づき、防犯まちづくりに関する基本方針などを定め、市、市民、事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するために策定したものでございます。

次に、2の市民の願い（基本理念）-みんなの笑顔を守る防犯まちづくりの姿であります、市民の暮らしに安全と安心を感じ、しあわせに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現するために、市、市民、事業者の協働により防犯まちづくりを推進していくことを基本理念といたしました。

次に、4ページをごらんください。

3の基本計画の位置づけであります、この計画は、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例に基づく基本計画で、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するため、市、市民、事業者及び土地所有者等の役割と、それぞれが実施すべき行動を明らかにしたものであり、平成13年度に策定された第四次多賀城市総合計画の下位に位置づけられるものでございます。

次に、4の市民意見の反映（協働）です。

この基本計画の策定に当たっては、犯罪活動に関して識見を有する市民、防犯関係各種団体の代表者及び防犯関係者の代表者により構成された「多賀城市防犯まちづくり基本計画策定市民会議」を開催し、基本計画策定に参画をしていただきました。

次に、7の基本計画の期間につきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、社会情勢や犯罪発生状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものでございます。

なお、平成26年度以降は、5年を1期といたしまして基本計画を策定していく予定でございます。

次に、第2章の多賀城市の現状と課題につきましては、計画書本編では3ページから16ページに記載をいたしております。

ここには、地域社会の課題と、次の5ページをお願いいたします。これまでの多賀城市の防犯の取り組みを記載をしております。

次に、第3章のみんなの笑顔を守る防犯まちづくりの推進につきましては、計画書本編では17ページから21ページに記載をしております。

1の目標につきましては、市民の願いである「日々の暮らしに安全と安心を感じ、しあわせに満ちあふれた笑顔が絶えない地域社会を実現」することでございます。

2の基本方針といたしましては、犯罪に遭わない、起こさせない地域社会をみんなで作ることでございます。

犯罪に遭わない、起こさせない地域社会をみんなでつくるために、まず、「自らの安全は自らが守る」（自助）、次に「地域の安全は地域が守る」（共助）、その次に「市民、地域と行政とが一体となって安全を守る」（協働・公助）という基本的な考えに立ち、市を挙げて「防犯まちづくり」を推進し、市民と行政が一体となってつくる「地域社会」を目指していきます。

次に、6ページをごらん願います。

推進体制の整備について記載をいたしております。

犯罪のない安全と安心を感じられる地域社会を実現するために重要なことは、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市や事業者との協働により行動していく不断の取り組みを行っていくこととございます。

そのために、「防犯まちづくり」を全市的な運動として積極的に実践していく組織といたしまして、市、市民、事業者及び土地所有者等の代表者によって構成される「防犯まちづくり推進協議会」を市が中心となって発足させます。

また、地域防犯組織の連合体である防犯協会連合会の活動を市が積極的に支援していくとともに未加盟行政区には、同連合会への加盟について積極的に働きかけをしてまいります。

なお、中学校区における防犯関係の情報交換等を積極的に行うために、中学校区ネットワークの組織を支援していき、将来的には、防犯協会連合会と融合、統合できるよう見据えていく予定でございます。

推進のイメージといたしましては、図で示したとおりでございます。

次に、7ページをごらんください。

5の(1)基本計画体系につきましては、8ページのとおりであります。第4章のそれぞれの役割と行動における市民の役割、地域の役割、土地所有者等を含む事業者の役割、警察・消防等の役割、市の果たすべき役割や施策をもとに、防犯まちづくりに関する方向性や基本方針が形成され、最終的に基本計画が策定される過程を図として掲載したものであります。

(2)の目標値でございますが、この計画では、平成10年から平成19年までの多賀城市の刑法犯認知数の平均値をもとに、平成20年以降の予想認知数を算出し、算出された予想認知数の10%を減じた刑法犯認知数を平成25年の多賀城市の目指す目標値とし、これを837件といたします。

次に、第4章のそれぞれの役割と行動につきましては、計画書本編の22ページから33ページに記載をいたしております。

ここでは、市民の役割、地域の役割、土地所有者等を含む事業者等の役割、警察・消防等の役割、市の果たすべき役割をそれぞれ明記をし、そのためにどのような行動をとるべきなのか示しました。

それぞれの役割における施策につきましては、8ページの基本計画体系に記載したとおりでございます。

次に、第5章の市内で多発する犯罪への対応につきましては、計画書本編の34ページから42ページに記載をいたしております。

この章では、発生件数が多い犯罪を取り上げ、現状と課題に基づく対策につきまして、犯罪ごとに市民、地域、事業者、行政の具体的な取り組みを明らかにすることにより、協働による犯罪抑止活動を促進し、犯罪発生を減少を目指すものでございます。

なお、資料編といたしまして、計画書の43ページから56ページに、多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例、用語解説、多賀城市地域福祉アンケート調査報告から抜粋を掲載いたしております。

以上で、みんなの笑顔を守る防犯まちづくり基本計画の報告を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

概要いろいろお聞きしましたがけれども、大変立派な基本計画だと思いますけれども、これを実際にどのように市民に落とししていくのかということが大変重要な役割であって、その組織づくりも相当厳しいものがあるのではないかと思います。

私が現状でお聞きしているところでは、地域の防犯活動をしている地域の団体についてのいろいろな面での支援活動が、市本体としては余りやられていないと、地域町内会の役割に依存しているところが多いというふうに現場から声を聞いております。ですので、これを実現するとすれば、地域の防犯活動に対するそれなりの方策というものを明確に打ち出しながら具体的な活動に入っていくことが大事ではないかというふうに思っておりますが、その点についてはどのような御見解でおられるのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

お答えをちょうだいする前に、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長をいたしたいと思っております。

交通防災課長。（「総務部長」の声あり）総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今おっしゃるようなことにつきましては、やはり、この防犯というのは、地域だけでもできませんし、もしくは役所だけでもできませんし、皆さんの協力がなくてやっていけないという部分で、先ほどもちょっと説明の中で「防犯まちづくり推進協議会」という形で、いろいろと皆さんで協力しながらやっていきたいなというふうなことを考えておりました。

それから、方策を明確にということでございましたので、これらにつきましても、先ほど説明の中で、市民の役割、事業者の役割、それから市の役割というような部分をですね、本編の22ページの方で、それぞれの役割と行動という部分が詳細に記載されてございますけれども、こういう部分でお互いが協力しながらやっていきたいなというふうに考えておりました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

おっしゃられるように、22ページから29ページまでですね、それから31ページまでか、この辺までずっとあるのをさっと見させていただきました。具体的なものはちょっとわからないところなんですけど、特に私はここの中で重要なのは、まず防犯灯の問題が必ず出てくるということでありまして。各町内会の現状の財政からいくと、防犯灯の電気料だけで町内会の財政の半分ぐらい持っていかなくちゃいけないというような事態も出てくるのではないかとこのように思っております。そうであるとすれば、そういう問題も含めて具体的な施策を打ち出して、各行政区に対しての取り組みの仕方というものを指導しながら、明るいまちづくりというものを進めていかなければいけないのではないかとこのように感じるんです。

こういうぐあいにはずっとそれぞれの役割は書いてますけれども、これを実際に実現することが大事なことであって、書くことは何でも書けますけれども、実際にどう実行していくのかということが大変重要だと私は思います。そういう意味におきましては、これを土台として、具体的に地域ではこういうことをやってほしい、そのためにはこういう財政援助、こういう施策を講じていくとか、家庭ではこうしてほしい、学校ではこうしてほしいとか、いろいろな問題がありますので、ここに書かれておりますけれども、これを具現化するためにはどうするのかということをもっと詳細に私は実施計画を打ち出すべきではないかとこのように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長にお答えいただきますか。（「はい」の声あり）

○総務部長（澁谷大司）

今おっしゃった部分につきましては、我々も十分その辺は頭に入れております。それと、防犯灯の部分についても、やっぱり地域の部分で困っているという部分がございますし、防犯灯の設置の補助金とかの見直し等も今やっている部分もございます。

詳細につきましては、交通防災課長の方からお話しさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

ただいま防犯灯を例にして御質問されたわけでございますが、ただいま部長もお答えいたしましたとおり、やはり行政区によっては負担が過重になっているという事実は承知はしております。いろいろこれから、それらを具現化していくためには、やはりまずは防犯に取り組むその意識を高め、そして皆さんが集ってですね、推進協議会に参画をしていただいて、まず地域の悩みを私たちが同等に、やっぱり対等に共通の問題としてとらえていくことからスタートだというふうに認識をいたしております。そういった意味から、十分地域の方とこれからも十分な話し合いを持つ機会をとらえていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ここで具体に、なかなか出てこないと思いますが、ずっと見させていただきますと本当に素晴らしいものなので、これを実際に具現化していくということを基本として、実効ある実施計画、実施に当たっての諸課題を明記しながら私は進めていくことが大事ではないかと思しますので、答弁で聞いてもなかなか出ない現状でしょうけれども、ひとつ今後の進め方によってはそういうところを特に注意して、早期に具現化するような方法を考案しながら、各町内会に御指導していただきたいということを意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月12日は午前10時から本会議を開きます

本日はこれにて散会いたします。

午後5時01分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月11日

議長 石橋 源一

副議長 根本 朝栄

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清